JGAP遠隔審査ガイドライン

（農産）

Ver.3

発　　行　　日：2024 年 1 月 10 日
運　用　開　始：2024 年 5 月 10 日

目次

目的 …… 1
1. 用語の定義 …… 1
2. 要件 …… 1
3. 適用範囲 …… 1
4. 認証機関及び審査員 …… 2
5. 審査のタイミング、審査工数、審査期間 …… 2
5.1 審査のタイミング …… 2
5.2 審査工数（時間） …… 2
5.3 接続テストと審査の間隔 …… 2
6. セキュリティー …… 2
6.1 セキュリティーの確保 …… 2
6.2 セキュリティーに関する合意 …… 2
7. 実施手順 …… 2
7.1 審査申込書 …… 2
7.2 提出資料 …… 3
7.3 書類の確認と慎重に審査すべき事項の特定 …… 3
7.4 接続テスト …… 3
7.5 遠隔審査の可否の決定 …… 3
7.6 審査計画の策定 …… 3
7.7 遠隔審査の実施 …… 3
7.8 現地審査 …… 4
8. 審査後の活動 …… 4
9. 登録 …… 4
附則 …… 4
改定履歴 …… 4

目的

この文書は、一般財団法人日本GAP協会（以下、「協会」という。）が運営する認証プログラム JGAP（青果物・穀物・茶）の審査を、JGAP総合規則に加えIAF MD4：2023「認証審査/認定審査を目的とした情報通信技術（ICT）の利用に関するIAF基準文書」に基づき遠隔審査によって実施するための要領を定める。その背景としては、ICT機器の発展による審査、認証の業務の手法の進歩と、COVID-19の感染リスクの回避がある。

1. 用語の定義

(1) ICT（Information Communication Technology）

ICT とは、情報の収集、保存、読み出し、処理、分析及び伝送に技術を利用することである。ICTには、スマートフォン、携帯端末、ラップトップコンピュータ、デスクトップコンピュータ、ドローン、ビデオカメラ、ウェアラブル技術、人工知能及びその他のソフトウェア及びハードウェアが含まれる。（引用：IAF MD4：2023）

(2) 遠隔審査

ICT機器を用いて審査員が農場以外の場所から一部又はすべて審査を行う審査である。WEBによる会議システム等により、認証機関、農場間で相手方の反応がよくわかるようになっている場合、すなわち、各出席者の音声や映像が即時に相互に伝わり適時適確な意見表明を相互に充分行うことができる環境が確保されることを要件とする。

(3) 現地審査

審査員、被審査農場、団体事務局が対面で行う審査である。審査に関係する圃場、施設にて行う。

2. 要件

遠隔審査では各出席者の音声や映像が即時に相互に伝わり適時適確な意見表明を相互に充分行う環境が確保されることが要件である。したがって、審査の過程で機材の不具合等により遠隔審査が不可能となった場合は現地での追加の審査を必要とする。

また、映像によるコミュニケーションに加え画像（写真）の送受信を必須とし、映像、音声は審査の精度を十分確保することが可能な質を確保することを必須とする。

3. 適用範囲

JGAP（青果物、穀物、茶）の個別認証・団体認証において実施するすべての審査に適用する。

ただし、以下のいずれかの条件に該当する農場に対しては遠隔審査を適用してはいけない。なお、緊急時に際しての適用条件は別途設定を行う場合がある。

(1) 初回審査

(2) 直前の審査において必須項目で10%以上の是正が要求された農場

(3) 前回の審査が遠隔審査で実施された農場

4.認証機関及び審査員

認証機関は、審査員の遠隔審査に関する力量を評価する手順を文書化し、遠隔審査実施の可否を判断する。

審査員には以下の力量が求められる。

(1)遠隔審査に用いるICT機器が十分に使用可能である。

(2)遠隔審査を行うための十分な研修を受けており、遠隔審査を行う力量を有し、遠隔審査により収集された情報の精度に関するリスクを理解している。

(3)遠隔審査に係るセキュリティーに関するリスクを把握している。

なお、遠隔審査を実施する審査員は前回審査を実施した審査員が実施することが望ましい。

5. 審査のタイミング、審査工数、審査期間

5.1 審査のタイミング

審査のタイミングに関連する要件は、総合規則に沿って行う。

5.2 審査工数(時間)

遠隔審査と現地審査を合計した審査時間が、標準審査工数より短くなった場合には、認証機関はその時間が短くなった正当性を示さなくてはならない。

5.3 接続テストと審査の間隔

接続テスト後4週間以内に遠隔審査を実施する。部分的に現地審査を行う場合は、遠隔審査は現地審査の前に行わなくてはならない。

6. セキュリティー

6.1 セキュリティーの確保

認証機関は計画、報告、フォローアップを含め審査全体を通じて情報の機密保持を確実にする対策を実施する。

6.2 セキュリティーに関する合意

認証機関と農場は審査前にセキュリティー及びデータ、音声の記録、スクリーンショット等の審査に係る情報の保護対策と責任の所在について合意する。

認証機関と農場は遠隔審査のツールの録画、録音機能を使用する場合は、その範囲、使用目的及び記録の廃棄時期を合意する。

セキュリティーに関する合意は文書により行い文書を保持する。セキュリティーに関する文書による合意が無い場合に遠隔審査は行えない。

7. 実施手順

7.1 審査申込書

遠隔審査申込書に以下を記載する。

(1) 遠隔審査に使用する機材、プラットフォーム等

(2) 審査の参加者

(3) WEBによるミーティング等を行う頻度

(4) GAPに関する記帳等に利用するクラウドシステム等ICTの活用状況

7.2 提出資料

農場は認証機関に以下の資料を事前に提出する。

(1) 圃場、施設一覧

(2) 圃場地図、施設地図

(3) 農産物取扱い施設のレイアウト図（見取り図）（すべての審査を遠隔で行う場合）

(4) 収穫工程・農産物取扱い工程のリスク評価結果

(5) 自己点検結果、自己点検にて不適合だった項目の改善結果

7.3 書類の確認と慎重に審査すべき事項の特定

認証機関は提出された文書類の確認を行う。

認証機関は事前の審査対象農場の確認結果及び事前提出資料から遠隔審査に影響を及ぼす可能性があるリスク、また、ICTを利用することによるリスクを特定し、慎重に審査すべき事項（現地審査とすべき事項を含む。）を把握し記録に残す。

7.4 接続テスト

接続テスト、遠隔審査、現地審査は同一の審査員が行う。

書類、現地の確認における通信環境、映像、画像の精度の確認を行う。

7.5 遠隔審査の可否の決定

審査・認証機関は、7.1 審査申込書、7.2 提出資料、7.4 接続テストで得た遠隔審査に関する情報を含め、以下の観点より、遠隔審査におけるリスク評価を行い、遠隔審査実施の可否を判断する。リスク評価において必要に応じて聞き取り調査を行う。一連の遠隔審査におけるリスク評価結果と可否の結果を記録する。

(1) 直前の審査での是正要求

(2) 使用するICT機器と通信環境（通信速度、ノイズ）

(3) 上記を使用するに当たっての担当審査員の力量、及び当該農場の力量

(4) 情報セキュリティーの確保と機密保持

7.6 審査計画の策定

遠隔審査、現地審査においてICTをどう活用するのかの特定を行い、審査計画を策定する。

審査計画は7.3で特定された慎重に審査すべき事項の特定結果を反映する。

7.7 遠隔審査の実施

7.7.1 農場の審査対応人員

受審する農場の対応は2名以上を原則とする。

（1名は現場をICT機器で撮影する時の撮影者の安全確認や書類審査時の補佐役を担う。）

7.7.2 環境

音声、画像が伝わりやすい静かな場所を設定する。

ヘッドセットまたは外部マイク（ノートパソコンのマイクでない）の使用が望ましい。

7.7.3 遠隔審査の実施

遠隔審査の進行（開始、閉会、審査結果報告等）は総合規則に基づき、可能な限り設定された計画に従い実施する。

審査報告書には審査を遠隔審査としたこと、遠隔審査とした理由、審査の開始時刻、終了時刻および参加者を記録する。また技術的な課題があった場合は、その旨記載する。

7.7.4 遠隔審査の中止

通信状況等により審査の継続に支障が生じ審査の継続が困難な場合は遠隔審査を中止し記録に残す。記録には中止の要因と、中止するまでの遠隔審査により確認した管理点と結果について記載する。

7.8 現地審査

審査計画に沿って現地審査を行う。遠隔審査において現地で確認することが必要と判断された管理点についても現地審査を行う。

8.審査後の活動

審査員は、審査の判定が終了した後に遠隔審査のツールの録画、録音機能の使用により入手した記録を破棄する。

9.登録

認証機関は遠隔審査であったことを識別して認証情報を協会へ報告し、協会は、遠隔審査であったことを識別して認証農場・団体を記録する。

附則

本ガイドラインは、遠隔審査に関する新たな取り扱いが定められた際に失効する。

改定履歴

版数	運用開始日	改定概要
Ver. 1	2020年10月7日	新規制定
Ver.1.1	2021年10月7日	・全ての審査を遠隔審査で実施する場合の期限を削除 ・附則の追記
Ver.2	2023年3月24日	JGAP2022改定に伴う修正
Ver.3	2024年5月10日	・COVID-19対応を終了し、すべての審査を遠隔審査で実施する場合の要件を明示 ・適用範囲　IAF MD4：2022 を 2023 に変更

		・2.1 実施する要因を削除 ・3. 認証範囲を以下に変更 ・すべての審査に適用する ・前回の審査において必須項目で 10%未満の是正が要求された場合とする ・4. 審査員の要件を追加



一般財団法人 日本GAP協会
東京都千代田区紀尾井町 3-29
日本農業研究所ビル 4 階
URL: https://jgap.jp